

学校等(職業能力開発校)の行う無料職業紹介事業とは

学生等(職業訓練生)の職業紹介については、学校等の教育・訓練の延長としてこれを行うことにより学生等が受けた教育・訓練を有効に活用し得る職業に就けるようにすることが望ましい。そのため、学校等では職業安定法第33条の2の規定により、厚生労働大臣(公共職業安定所長)に届け出を行い、無料職業紹介事業を行うものです。

本校に於いても、所定の手続き及び様式に従い、管轄する公共職業安定所長に届け出をし、無料職業紹介事業の運営について受理され実施しております。

令和2年度 学校等の行う無料職業紹介事業報告

令和3年3月31日

科目	修了者数(37)	求職者数 (37)		就職者数 (37)			求人数 (267)		就業場所 県内	離職者数	備 考	
		うち既卒者		うち既卒	うち無期雇用	県内	県外					
普通課程	機械制御システム科	5	5	0	5	0	5	24	6	5	0	
	電子制御情報科	7	7	0	7	0	7	21	13	2	0	
	自動車技術科	18	18	0	18	0	18	32	44	13	0	
	メタルクラフト科	5	5	0	4	0	4	32	3	4	0	
合 計	35	35	0	34	0	34	109	66	24	0		

- ・ うち既卒者とは、前年の4月1日から3月31日より以前に修了した者をさす。
- ・ 求職者数とは、報告対象年度における就職希望者のうち学校の紹介を希望する者をさす。
- ・ 就職者数とは、報告対象年度における求職者のうち学校の紹介を受け就職決定した者をさす。
- ・ うち無期雇用とは、就職者のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者をさす。
- ・ 離職者数とは、前々年の4月1日から3月31日の期間に就職した無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に解雇以外の理由で離職した者をさす。